

《記載要領》

1 固定資産申告書及び同付属表の注意事項

- (1) 用紙はA4版としてください。
- (2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従って作成し、順序に従って編てつしてください。
- (3) 様式中「※」印の欄は、申告者において記載しないでください。

2 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

(1) 共通事項

- ア 固定資産申告書及び同付属表は、令和6年1月1日現在において所有する償却資産について記載してください。
- イ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。

(2) 「固定資産申告書」について

固定資産申告書には、それぞれ次に従って資産の種類ごとに記載してください。

- ア 「前年度の価額(イ)」の欄には、令和5年度の固定資産申告書の「価額の計(ホ)+(チ)(リ)」の欄の額
- イ 「(イ)のうち前年中に減少したもの(ロ)」の欄には、付属表2の「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄の合計額
- ウ 「(ハ)に係る控除額(ニ)」の欄には、「(イ)-(ロ)(ハ)」の欄の額から「価額(ホ)」の欄の額を控除した額
- エ 「価額(ホ)」の欄には、付属表2の「価額(ニ)×(ホ)(ヘ)」の欄の合計額
- オ 「取得価額(ヘ)」の欄には、付属表2の「取得価額(ト)」の欄の額の合計額
- カ 「(ヘ)に係る控除額(ト)」の欄には、「取得価額(ヘ)」の欄の額から「価額(チ)」の欄の額を控除した額
- キ 「価額(チ)」の欄には、付属表2の「価額(ト)×(チ)(リ)」の欄の合計額
- ク リース車両の場合は、摘要欄に運航会社の名前を記入すること。
- ケ 「車両及び運搬具」のうちで、運搬具がある場合には、その数値を()内に内書として記載してください。

今年のもの

資産の種類	前年前に取得したもの					前年中に取得したもの			価額の計 (ホ)+(チ) (リ)	※ 決定価格	※ 課税標準額	摘要
	前年度の価額 (イ)	(イ)のうち 前年中に減 少したもの (ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)に係る 減価償却額 (ニ)	価 額 (ホ)	取得価額 (ヘ)	(ヘ)に係る 減価償却額 (ト)	価 額 (チ)				
車両及び運搬具 (運搬具)	円 1,500 (150)	円 付属表2 から転記	円	円 (ハ)-(ホ) で逆算	円 付属表2 から転記	円 付属表2 から転記	円 (ヘ)-(チ) で逆算	円 付属表2 から転記	円	円 記載しない	円 記載しない	

前年のものとの関係

一致する

車両及び運搬具 (運搬具)	円 2,000 (200)	円 100 (10)	円 1,900 (190)	円 500 (40)	円 1,400 (150)	円 150	円 50	円 100	円 1,500 (150)	円	円	
------------------	---------------------	------------------	---------------------	------------------	---------------------	----------	---------	----------	---------------------	---	---	--

(3) 「付属表1 資産別の価額等総括表」について

この表には、路線ごと（変電所及び修理工場については、変電所及び修理工場をそれぞれひとつの路線とみなします。以下同じ。）に付属表2の合計額を記載してください。また最下段に、全路線の総計を記載してください。

(4) 「付属表2 資産別の価額等算出表」について

ア この表は、路線ごとに別ページとし、耐用年数、取得年、及び課税標準の特例の適用のないもの並びに課税標準の特例の特例率の異なるごとにそれぞれ区分して記載してください。なお、「取得年」は西暦で記入し、1月1日に取得した資産についての「取得年」はその前年（例：令和6年1月1日に取得したものの「取得年」は2023）としてください。

イ 課税標準の特例の適用があるものについては、その特例適用条項がわかるように「備考」の欄に記号をつけ、付属表3の「備考」欄と相互に関係が確認できるようにしてください。

ウ 法人税法施行令第49条第1項の規定により税務署長の承認を受けた取替資産（以下「取替資産」）については、「備考」欄に取替資産と記載してください。

エ 「前年前に取得したもの」の欄には令和5年1月1日までに取得したものを、「前年中に取得したもの」の欄には令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得したものをそれぞれ記載してください。なお、取替資産を単に取り替えたものは、「前年中に取得したもの」とはなりません。

また、管理換え等により前年中に新たに当該事業の用に供することとなった資産については、「前年中に取得したもの」ではな

く、「前年前に取得したもの」に記載してください。この場合には、「前年度の価額」は0となるので、「価額(ニ)×(ホ) (ヘ)」欄については、その資産の取得年、耐用年数及び取得金額から、別表第1の「減価残存率表」の率を使用して、定率法により令和6年度分の価額となるべき額を算定して記載してください。

オ 「資産の種類」の欄は、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」に区分し、更に「構築物」については「線路設備」、「停車場設備」、「電路設備」、「諸構築物」に細分し、それぞれ計を付してください。なお、信託車両についてはそれ以外の車両と区分して記載してください。

カ 「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」）別表第1に掲げる構造若しくは用途又は耐用年数省令別表第2に掲げる設備の種類及び細目の区分に準じて、具体的に記載してください。

キ 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第1及び第2に掲げる耐用年数を記載してください。ただし、**法人税法施行令第57条第1項**の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第3条第1項の規定による耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載してください。

ク 「取得価額(イ)」又は「取得価額(ト)」の欄には、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（その資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載しますが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上、その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載してください。また、取得価額の算定に当たっては、**法人税法第48条から第50条**までの規定により法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めてください。

なお、前年中に減少した資産（取替資産について単に取り替えた場合を除く）については、その減少分に応じて、減算した額を記載してください。

ケ 「前年度の価額(ロ)」の欄は、令和5年度の固定資産申告書付属表2の「価額の合計(ヘ)+(リ) (ヌ)」の欄の額と基本的に一致します。

コ 「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄には、令和5年1月1日現在において所有していた資産のうち、令和5年中に減少した資産の令和5年度の価額（「価額の合計(ヘ)+(リ) (ヌ)」に算入された金額）を記載してください。

サ 「減価残存率(ホ)」、「減価残存率(チ)」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表第1の「減価残存率表」の率を記載してください。

シ 「価額(ニ)×(ホ) (ヘ)」欄は、「差引(ロ)-(ハ) (ニ)」×「減価残存率(ホ)」と「取得価額(イ)」×0.05（取替資産にあつては0.5。以下「償却限度額」とを比較して、いずれか大きいほうの額を記載してください。なお、償却限度額を記載したときは、「備考」欄に「(償却限度額)」と記載してください。

ス 「決定価格(ル)」の欄には、「価額の合計(へ)+(り)(又)」と同じ額を記載してください。

セ 「課税標準額(ヲ)」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については決定価格をそのまま記載し、課税標準の特例の適用がある資産については決定価格にそれぞれ適用される特例率を乗じて得た額を記載してください。

ソ 「備考」欄には、以下の場合にそれぞれ記載してください。

① シで償却限度額を記載した場合に「(償却限度額)」と記載する。

② 課税標準の特例の適用がある資産の場合、付属表3との関係を示す記号(①、②、③など)を記載する。

③ 平成20年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正されたことにより、耐用年数が変更となった資産について、「省令改正による変更」と記載する。

タ 課税標準の特例の適用のないもの、課税標準の特例の適用の率の異なるごとに区分して、表の最下段に合計を記載してください。

(5) 「付属表3 課税標準の特例の適用を受ける償却資産の内訳表」について

ア 「施設名」の欄には、**法第349条の3第1項**該当資産については例えば「複線化」、「軌間拡張」等と、同条**第14項**該当資産については例えば「橋りょうの新設」等と、法附則第15条**第12項、同13項**該当資産については例えば「車両(番号〇〇号)」等と記載してください。

イ 「備考」の欄には、変電所にあつては**電気事業法第70条第1項**の規定による認可年月日を、新設路線にあつては**鉄道事業法第3条第1項又は軌道法第10条**の規定による許認可年月日を記載してください。

ウ **法第349条の3第1項又は第24項**の規定の適用を受けるものにあつては、その許認可書等の写を添付してください。

エ **法第349条の3第14項**の規定の適用を受けるものにあつては、国庫(地方公共団体)負担申請又は河川管理者からの工事引渡書の写及び河川管理者の公共負担区分明細書等を添付してください。

(6)「付属表4 価額等の市町村別明細表」について

ア この表には、鉄軌道事業用償却資産について、これを「車両」、「発電所、変電所及び修理工場」及び「その他の償却資産」の3種類に区分し、別表2の「鉄軌道事業に係る償却資産の配分基準」に従って市町村ごとの価額等を算出して記載してください。この場合において、「その他の償却資産」とは、「車両」及び「発電所、変電所及び修理工場」以外の償却資産を指します。

イ この表の記載は、次によってください。

(7)「車両」欄の記載順序

- ① 市町村ごとの単線換算キロ数を記載する。
- ② 市町村ごとの走行換算キロ数を記載する。
- ③ 付属表1の「車両及び運搬具」の欄のうち、車両に係る「決定価格(リ)」を記載する。
- ④ 付属表1の「車両及び運搬具」の欄のうち、車両に係る「課税標準額(ヌ)」を記載する。
- ⑤ ③の決定価格の1/2の額をそれぞれ記載する。なお、円未満の端数がある場合は、単線換算キロ数によるものを切り上げ、走行換算キロ数によるものを切り捨てる。
- ⑥ ⑤の額を単線換算キロ数であん分して得た額を市町村ごとに記載する。なお、配分における端数調整は、円未満の端数を四捨五入するが、その結果合計と合わなくなる場合は、四捨五入した数値と最も誤差の大きいものにより調整する。
- ⑦ ⑤の額を走行換算キロ数であん分して得た額を市町村ごとに記載する。端数調整の方法は⑥と同様とする。
- ⑧ ⑥と⑦の合計を記載する。
- ⑨ 非該当の場合は、⑧の額をそのまま記載する。特例の適用があるものについては、⑧の額に特例率を乗じて得た額を記載する。なお、円未満の端数は切り捨てるが、付属表2の数値と突合しない場合は付属表2の数値と突合するように調整して記載する。

(4)「発電所、変電所及び修理工場」欄の記載順序

- ⑩ 付属表2の「発電所、変電所及び修理工場」に係る「決定価格(リ)」をその所在する市町村の欄に記載する。
- ⑪ 付属表2の「発電所、変電所及び修理工場」に係る「課税標準額(ヌ)」をその所在する市町村の欄に記載する。

(ウ)「その他の償却資産」欄の記載順序

- ⑫ 市町村ごとの単線換算キロ数を記載する
- ⑬ 付属表1の「計」の欄の「決定価格(リ)」欄の額から「車両」と「発電所、変電所及び修理工場」の額を控除した額を記載する。
- ⑭ 付属表1の「計」の欄の「課税標準額(ヌ)」欄の額から「車両」と「発電所、変電所及び修理工場」の額を控除した額を記載する。

- ⑮ ⑬の額を単線換算キロ数であん分して得た額を市町村ごとに記載する。端数調整は⑥と同様とする。
- ⑯ ⑭の額を単線換算キロ数であん分して得た額を市町村ごとに記載する。端数調整は⑥と同様とする。

ウ 単線換算キロ数は、令和 6 年 1 月 1 日現在における軌道（引込線等を含む。）を単線に引き延ばしたキロ数を所在市町村ごとに記載してください。

エ 走行換算キロ数は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの車両走行キロ数の市町村別の 1 日平均走行キロ数を市町村ごとに記載してください。ただし、令和 5 年 1 月 2 日以降新設又は増設された路線については、新設日又は増設日から令和 5 年 12 月 31 日までの車両走行キロ数の市町村別の 1 日平均走行キロ数としてください。